

訂正箇所

令和6年6月7日 改正版 → 令和7年10月17日 改正版

資料 マンション標準管理規約（単棟型）及びマンション標準管理規約コメント（単棟型）

マンション標準管理規約（単棟型）及び マンション標準管理規約コメント（単棟型）

令和6年6月7日 改正版

マンション標準管理規約（単棟型）

〇〇マンション管理規約

第1章 総則

（目的）

第1条 この規約は、〇〇マンションの管理又は使用に関する事項等について定めることにより、区分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保することを目的とする。

（定義）

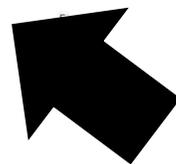
第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 区分所有権 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第1項の区分所有権をいう。
- 二 区分所有者 区分所有法第2条第2項の区分所有者をいう。
- 三 占有者 区分所有法第6条第3項の占有者をいう。
- 四 専有部分 区分所有法第2条第3項の専有部分をいう。
- 五 共用部分 区分所有法第2条第4項の共用部分をいう。
- 六 敷地 区分所有法第2条第5項の建物の敷地をいう。
- 七 世田部等 世田部及び附屬施設をいう。

10

15

20



以上